

特許法改正に伴う「優先権」等の審査基準の改訂について

1. 平成26年特許法改正による優先権主張に係る規定の整備

平成26年3月11日に閣議決定された「特許法等の一部を改正する法律案」は、平成26年4月25日に可決・成立し、平成26年5月14日に法律第36号として公布された。この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

本法改正により、救済措置の拡充の一環として、特許法の優先権主張に係る規定の整備が行われた。具体的な改正内容は次のとおりである。

- 優先権主張を伴う特許出願について、その優先期間内に当該特許出願をすることができなかったことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができるものとする。（新第41条第1項、新第43条の2第1項等（実用新案法にも同様の措置を講ずる。））
- 優先権の主張をする旨の書面について、出願と同時でなくとも一定期間内であれば提出できるものとし、その補正についても、一定期間内に限りできるものとする。（新第17条、新第17条の4、新第41条第4項、新第43条第1項等（実用新案法にも同様の措置を講ずる。））
- 新第41条、新第43条等の規定は、改正法の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用するものとする。

2. 審査基準改訂の方向性（案）【審議事項】

このような改正法の内容に適合するよう、次の事項について審査基準の形式的な改訂を行ってはどうか。

- （1）優先権の主張ができる期間（審査基準第IV部第1章及び第2章）
- （2）審査基準の中で引用している条文・条項名
- （3）改訂審査基準の適用時期